

デジタル原則を踏まえた技術管理者に係る規定の運用における対応要領

熊本県循環社会推進課

1 目的

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第21条に基づき一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者は、技術管理者を置かなければならないこととされており、技術管理者は当該施設の維持管理に関する技術上の業務及び他の職員の監督業務が職務とされている。
- ・ 技術管理者に係る規定の運用にあたっては、これまでに、廃棄物処理施設の監視指導を強化するため、「産業廃棄物処理対策の強化について」（平成2年4月26日付け衛産31号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、「専従の技術管理者が施設に常駐すること」「技術管理者が搬入物管理を行うこと」などが通知されている。
- ・ この通知は、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和5年3月31日付け環循適発第23033125号、環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び同省廃棄物規制課長通知）により一部見直され、これまで専従の技術管理者が常駐している必要があったところ、職務については情報通信機器を用いて遠隔で実施してもよいが、施設の適正な管理に支障がないような措置を講ずるなど職務遂行の徹底を期す必要があることとされた。
- ・ このため、技術管理者がその職務を遠隔で実施する場合において、施設の適正な管理に支障がないような措置について本要領に定めるものとする。

2 技術管理者がその職務を遠隔で実施する場合に講じておくべき措置について

技術管理者が廃棄物処理施設の設置場所に常駐せず、情報通信機器により遠隔で職務を実施する場合は、技術管理者はあらかじめ以下の措置を講じておくものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する技術上必要な業務、搬入物の管理業務、緊急時の対応についてマニュアル化し、その内容を施設の維持管理を行う事務に従事する職員が十分理解するまで教育していること。
- (2) 施設や搬入物の状況について職員から日々報告を受け、漏れなく把握していること。
- (3) 技術管理者又は職員の双方が、トラブルが発生した場合などの緊急時に速やかに情報通信機器により音声や映像で連絡を取ることができる体制を構築していること。なお、情報通信機器による対応ではトラブル等の解決が困難な場合は、速やかに現場に赴きその解決に当たることができる体制を構築していること。

3 措置を講じていることの確認方法について廃棄物処理施設の設置許可申請時など、技術管理者を置いているか確認する際に、必要に応じて別紙の提出を求めるも

のとする。

附則

この要領は、令和6年8月16日から適用する。

(別紙)

技術管理者の職務について

技術管理者の●●●●は、●●施設（設置場所：（住所））の維持管理に関する技術上の業務を担当し、他の職員の監督及び搬入物管理を行います。

技術管理者が施設に常駐しない場合は、以下の措置を講じ、施設の適正な管理に万全を期すこととします。

	技術管理者がその職務を遠隔で実施する場合に講じるべき措置	チェック欄
1	施設の維持管理に関する技術上必要な業務、搬入物の管理業務、緊急時の対応についてマニュアル化し、その内容を施設の維持管理を行う事務に従事する職員が十分理解するまで教育する。	☐
2	施設や搬入物の状況について職員から日々報告を受け、漏れなく把握する。	☐
3	技術管理者又は職員の双方が、トラブルが発生した場合などの緊急時に速やかに情報通信機器により音声や映像で連絡を取ることができる体制を構築する。なお、情報通信機器による対応ではトラブル等の解決が困難な場合は、速やかに現場に赴きその解決に当たることができる体制を構築する。	☐

年 月 日

氏名（法人にあっては法人名および代表者氏名）

株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●